

第19期

第15回

総会議事録

令和4年7月19日

郡山市農業委員会

- 開催年月日 令和4年7月19日(火)
- 開催場所 特別会議室、片平行政センター、日和田行政センター
- 出席委員及び欠席委員は次のとおりである。

議席番号	氏名	出席状況	備考
1	佐久間俊一	出席	喜久田地区
2	岩崎幸夫	出席	西田地区
3	小林正一郎	出席	片平地区
4	濱津洋一	出席	田村地区
5	吉田直衛	出席	中田地区
6	北島繁和	出席	湖南地区
7	降矢セツ子	出席	田村地区
8	池上慎一郎	出席	中央地区
9	細山文昭	出席	逢瀬地区
10	中尾一明	欠席	中田地区

議席番号	氏名	出席状況	備考
11	藤田 稔	出席	熱海地区
12	古川弘作	出席	中央地区
13	須永静夫	出席	中央地区
14	吉田秀吉	出席	三穂田地区
15	黒澤大吉	欠席	日和田地区
16	濱尾文博	出席	富久山地区
17	柳田健一	出席	中央地区
18	伊藤城治	出席	三穂田地区
19	遠藤昭夫	出席	安積地区
20	松川延安	出席	田村地区

- 説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

【事務局長】 小林 亨
 【主任主査兼農地調整係長】 笠井 幸治
 【農業振興・農業法人係長】 永沼 宏介

【事務局次長】 齋藤 聡
 【庶務係長】 佐々木 佐保里

- 本会議の書記は次のとおりである。

【農地調整係主査】 柳沼 一幸

- 本会議の議事及び日程は別紙のとおりである。

7. 開会宣言 14時5分

8. 閉会宣言 15時24分



郡山市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

郡山市農業委員会

農業委員会会長

佐久間 俊一

署名人

柳田 健一

署名人

伊藤 城治

事務局	<p>ただいまより、第15回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、中尾 一明委員、黒澤 大吉委員から欠席届が出されております。</p> <p>在任中の委員の過半数が出席しておりますので、この総会は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、成立しております。</p> <p>それでは、会長からご挨拶をいただきます。</p>
議長	<p>皆さん、改めましてこんにちは。</p> <p>先日の行政視察、ご苦労様でした。</p> <p>本日も慎重審議をお願いしまして、あいさつに代えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>郡山市農業委員会総会会議規則第8条第1項の規定により会長に議長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、提出されております案件について、慎重なる審議をお願いいたします。</p> <p>会議次第2の「議事録署名人の選出について」をお諮りいたします。</p> <p>議事録署名人を2名選出するのでありますが、前例により、議長一任で、異議ございませんか。</p>
	<p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議長より指名いたします。</p> <p>17番 柳田 健一 委員</p> <p>18番 伊藤 城治 委員</p> <p>このお二方をお願いいたします。</p> <p>次に、会議次第3の会議書記の選出を行います。会議書記には、農業委員会事務局の柳沼 一幸主査を選出いたします。</p> <p>引き続き、会議次第4の「議事」についてお諮りいたします。</p> <p>議事に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げについて事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号、2ページ 西田10番が取り下げです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまから、議案審議に入ります。</p> <p>まず、借人が同一人物なので、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」のうち、1番 1件と議案第4号</p>

	<p>「郡山市農用地利用集積計画の決定について」のうち 6番 1件について付議いたします。</p> <p>議案第1号1番 1件について、遠藤 昭夫委員の 調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>農地中間管理機構からの借入れもあります。</p> <p>7月4日に農業委員会会議室において、佐久間会長、 吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。</p> <p>申請人は以前、安積行政センターの農業相談に来ており、 農業開始の相談を受けていました。矢吹町の農業法人に2年間、 勤めており、その経験を活かしたいとのことでした。</p> <p>申請地は知人の紹介で2年前から耕作しています。長年にわたり 耕作放棄地になっていたところ現在、畑になっています。</p> <p>今後は周辺農地に迷惑をかけないように耕作すること です。農作業には本人が従事しますが、忙しい時は 妻も手伝います。</p> <p>以上、調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく お願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>次に議案第4号6番 1件について 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6番 1件の農用地利用計画につきましては、 現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤 強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしく お願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>それでは採決します。</p>

	<p>議案第1号1番 1件について 許可と決することに、議案第4号6番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、議案第1号1番 1件について 許可と決し、議案第4号6番 1件について 承認と決します。</p> <p>次に、同様に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請に関する処分決定について」のうち、4番 1件と 議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の決定について」のうち 5番 1件について付議いたします。</p> <p>議案第1号4番 1件について、北島 繁和委員の 調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南4番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は相手方要望、農業開始です。</p> <p>7月5日、会長、職務代理者、事務局職員と会議室で 審査を行いました。借人は貸人の子供ですが、父とは別世帯 あること及び中間管理機構と賃貸借契約を交わし、50a以上にして 農業開始になりました。</p> <p>借人はトラクターを1台所有し、軽トラ、管理機等は 父から借りて作業します。耕作する農地及び周囲は そばの畑作地帯であり、今後もそば畑として耕作します。</p> <p>また地域の農地利用調整に参加し、防除基準を遵守する 意向です。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>次に議案第4号の5番 1件について 事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>5番 1件の農用地利用計画につきましては、利用権設定の現地調査並びに審査の結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、 適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>それでは採決します。 議案第1号4番 1件について 許可と決することに、議案第4号5番 1件について 承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第1号4番 1件について 許可と決し、議案第4号5番 1件について 承認と決します。</p> <p>次に、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」のうち、 2番 1件について、付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は、記載のとおりです。 申請の事由は、耕作不便、経営拡大です。 受け人と妻、母親が農作業に従事します。</p> <p>これらの農地について、現地調査をしましたが、 周辺農地と調和のとれた利用状況で、適正に管理すると認められます。 また、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>

議 長	2番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、2番 1件について 許可と決します。 次に3番 1件について、付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	逢瀬3番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 7月4日、佐久間会長、吉田職務代理者、事務局職員とともに 農業開始の事前審査会を開催しました。 貸人、借人は親子関係で、将来、父親の農業を引き継ぐそうです。 現在申請地は、水稻が適切に作付けされております。 農作業は協力者の父とともに行います。 調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、3番 1件について 許可と決します。 次に5番 1件について、付議いたします。 藤田 稔委員の調査報告を求めます。
藤田 稔 委員	熱海5番について、調査の結果を報告いたします。 使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。 使用貸人は使用借人の妻の祖父で、農業開始後は妻の父とともに 協力、援助していくとのこと。使用借人の農業開始の

	<p>件につきましては、7月5日に佐久間会長、吉田職務代理人、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。</p> <p>同日わたくしが、後日今泉推進委員が現地調査したところ申請地は適切に管理されており、使用借人も適正管理を確約しております。</p> <p>農作業常時従事要件については、実家での従事経験があり妻とともに農作業に従事する予定です。</p> <p>地域との調和要件については、地域での農地利用調整に協力する旨、確約しており、また使用貸人及びその家族が協力するので問題はないと思われます。</p> <p>以上、農地の効率的かつ総合的な利用、隣地の日照に支障を及ぼすおそれはありません。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>5番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について、付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。</p>
濱津 洋一 委員	<p>田村6番の調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は交換です。 受け人と姉と弟が農作業に従事します。受け人と渡し人は同じ集落に住み、旧知の仲です。2年ほど前に、お互いの利便性を考慮し、農地を交換することで合意し、申請することになりましたが、受け人に違反転用があることがわかり、</p>

	<p>是正を行い、今回の申請になりました。</p> <p>申請地の北側、西側、南側は農地で東側は水路になっています。</p> <p>調査の結果、全部効率要件、農作業常時従事要件、 地域との調和要件を満たしており、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決めます。</p> <p>次に7番と8番の 2件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>田村7番と8番の2件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>7月4日に農業委員会会議室において、佐久間会長、 吉田職務代理者、事務局職員とともに事前審査会を開催しました。 空き家に付随した農地を求めるものです。渡し人の 農機具を借りて野菜栽培を行います。</p> <p>次に8番ですが渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は高齢化、相手方要望です。 申請地を購入する予定です。</p> <p>調査の結果、農地法第3条第2項各号に 該当する事項はありませんでしたので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>7番と8番の 2件について、</p>

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の2件について許可と決します。</p> <p>次に9番1件について、付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村9番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>使用貸人、使用借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は高齢化、農業開始です。</p> <p>7月5日に農業委員会会議室において、事前審査を行いました。申請人は親子であります。使用貸人、使用借人は同居していません。農作業は通いながら行うとのこと。申請地は適正に管理されており、農地法第3条第2項各号に該当する事項はありませんでしたので許可相当と思われませんが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>9番1件について、許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、9番1件について、許可と決します。</p> <p>以上で、議案第1号を終わります。</p> <p>続いて、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番1件について付議いたします。</p> <p>濱尾 文博委員の調査報告を求めます。</p>
濱尾 文博委員	<p>1番1件について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>転用の目的は住宅、農業用倉庫進入路です。</p> <p>農地区分は第1種農地と判断しました。</p>

	<p>平成7年に農業作業場を建設した際、申請人の父が従前の進入路が狭く、障害物があり拡幅が難しかったため現在の進入路に無断で変更したものです。</p> <p>今回、隣接している農地に農業法人が作業場を建設するため違反が発覚し、是正したいとのことでした。顛末書も提出されており周辺農地も申請人のもので、営農に支障はないと思います。</p> <p>調査の結果、農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>タブレット内の資料「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで甲種農地の要件を満たしていないおおむね10ha以上の規模の</p> <p>一団の農地の区域内にある集団農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で既存施設の拡張の用に供するために行われる既存施設拡張事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	1番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、許可と決めます。</p> <p>次に2番1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	1番 1件について、調査の結果を報告いたします。申請人及び土地の表示は記載のとおりです。

	<p>申請の事由は農家住宅です。国道49号線の改良工事に伴う住居の移転です。田村町山中の49号線に守山町内に入る右折レーンを造るための拡幅工事で立ち退きをせざるを得ないため自己所有農地に住居を新築するものであります。</p> <p>申請地の東は国道、西側は宅地、北側及び南側は農地ですが周辺農地への営農条件に影響を与える心配はないと思います。</p> <p>よって農地法第4条第6項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで1番 同様です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設の用に供するために行われるものであり、集落に接続して設置される集落接続事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決めます。</p> <p>以上で、議案第2号を終わります。</p> <p>続いて、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>

伊藤 城治 委員	<p>三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は申請地の西側宅地に建設計画している農産物加工施設の進入路です。農地区分は農用地です。</p> <p>申請地は西側が宅地、東側が用悪水路をはさんで市道に面しています。北側は用悪水路を挟んで農地及び雑種地になり、南側も用悪水路を挟んで農地です。申請地に隣接する宅地及び農地は申請人の代表の所有地であり、いちご、さつまいもを栽培し6次化を目指して農産物の加工施設を建設することにしました。</p> <p>加工施設に係る排水及び汚水は、合併浄化槽で処理後、北側の用悪水路に放出し、また雨水は自然浸透及び建物雨樋から集積ますを通し、北側の用悪水路に排出します。</p> <p>農産物加工施設の新築工事図面、預金通帳、事業再構築補助金、融資確約書が添付されており、申請目的実現の確実性、周辺農地への影響など問題ないと思われます。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願ひいたします。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>1番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。</p> <p>「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。</p> <p>2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で農業振興地域の整備に関する法律に基づき市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農用地区域内農地です。</p> <p>許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-bで、農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われる農業用施設事業です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。</p> <p>以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)

議 長	1番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議 長	異議ないものと認め、1番 1件について、 許可と決します。 次に2番 1件について付議いたします。 細山 文昭委員の調査報告を求めます。
細山 文昭 委員	2番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は駐車場です。農地区分は第1種農地と判断しました。 近隣に所有する住宅がありますが、駐車場がないために 徒歩圏内にある申請地を駐車場にします。 申請地は平たんで土砂の流出等はありません。 雨水は自然浸透として、それ以外の排水はなく農業用排水には 影響ないと思われます。 周囲は北側が農業用倉庫、南側、西側は宅地です。 東側は市道に接しており、周辺農地への影響はありません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	2番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-c-(e)で、 4条2番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。
議 長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議 長	2番 1件について、

	許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、許可と決します。</p> <p>次に3番 1件について付議いたします。 これは私の報告なので、議長交代いたします。</p>
吉田職代	<p>議長交代いたしました。 佐久間俊一委員の調査報告を求めます。</p>
佐久間俊一委員	<p>3番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は工事に伴う作業場及び資材置場の一時転用です。 農地区分は農用地です。 東側は道路で、北側、西側、南側は農地ですが建築物はないので日照には問題なく、雨水は自然浸透で、汚水は発生しません。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
吉田職代	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>3番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、農用地2-1-(1)-ア-(ア)で1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-ア-(イ)-cで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められるものであること、 かつ、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項 又は第9条第1項の規定により定められた 農業振興地域整備計画の達成に 支障を及ぼすおそれがないと認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
吉田職代	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
吉田職代	3番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
吉田職代	異議ないものと認め、3番 1件について、 許可と決します。 議長交代いたします。
議長	議長交代いたしました。 次に4番 1件について付議いたします。 濱尾 文博委員の調査報告を求めます。
濱尾 文博 委員	4番 1件について、調査の結果を報告いたします。 貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は上下水道局発注の舗装復旧工事のために 必要な事務所、資材・機械置場設置のための一時転用です。 申請地は工事をする県道に隣接し、現在休耕地になっており 進入路に鉄板を敷いて、仮設事務所、トイレを設置します。 周囲にはネットを回し、資材等が飛散しないように努めるとの ことで、周辺農地への影響もなく、工事終了後の農地への 復元の確約書も提出されていることから、工事終了後は 農地として利用されると認められますので 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	4番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-bで、 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために 行うものであって、当該利用の目的を達成するうえで 当該農地を供することが必要であると認められる一時転用事業です。 その他の事項については、記載のとおりです。

	以上補足説明といたします。
議長	ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	4番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、4番 1件について、 許可と決します。 次に5番 1件について付議いたします。 濱津 洋一委員の調査報告を求めます。
濱津 洋一 委員	5番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は墓地拡張です。農地区分は第2種農地と判断しました。 申請者は地元の僧侶で、既存の墓地では数が足りなく、 また永代供養墓地もいっぱいになり、檀家の方々の要望もあり 既存墓地に隣接している申請地に拡張を計画しました。 檀家でもある渡し人から寄付の申し出があり、今回の申請に なりました。北側、西側、南側は既存墓地で、東側は水田で 一段高くなっており土砂の流出はなく、日照の阻害もありません。 また、雨水は自然浸透で、汚水・雑排水はないので周辺農地への 被害はないと考えられます。 調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	5番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、 第1種農地、2-a-①及び②、2-b-①の第2種農地及び 第3種農地のいずれにも該当しない農地です。 許可基準は2-1-(1)-カ-(イ)で、第2種農地の転用は

	<p>申請地の他に適当な土地がないことが必要ですが 農地以外に適当な土地はなく、周辺農地に影響を与えないことから 許可できると考えています。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議 長	<p>5番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議 長	<p>異議ないものと認め、5番 1件について、 許可と決します。</p> <p>次に6番 1件について付議いたします。 降矢セツ子委員の調査報告を求めます。</p>
降矢セツ子 委員	<p>6番 1件について、調査の結果を報告いたします。 渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 転用の目的は公共工事建設発生土に係る進入路の敷地拡張です。 搬入路が狭いため、申請地を利用し、通行面での安全確保及び 搬入時間の短縮を図るものです。</p> <p>調査の結果、農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。
事務局	<p>6番 1件について、調査結果の補足説明をいたします。 「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第1種農地2-1-(1)-イ-(ア)-aで 4条1番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-イ-(イ)-e-(e)で、 4条1番 同様です。 その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議 長	ただいまの報告について、

	ご質問、ご意見等ございませんか。
	(質問、意見なし)
議長	6番 1件について、 許可と決することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	異議ないものと認め、6番 1件について、 許可と決します。 次に7番と8番の 2件について付議いたします。 岩崎 幸夫委員の調査報告を求めます。
岩崎 幸夫 委員	7番と8番の 2件について、調査の結果を報告いたします。 まず7番の渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は保健所犬猫保護施設のための飼育舎及び 資材小屋です。7月10日に現地調査をして来ました。 農地区分は第2種農地と判断しました。敷地内で造成は 行わないため、土砂の流出はないそうです。生活雑排水は 汲み取り式。雨水は自然浸透及び側溝を設け、南側市道敷水路へ 放流します。 事業地の北側は山林、西側は宅地、東側は山林、宅地及び農地で ありますが、集団農地の辺縁部であるため、集団性は 損なわないと思います。 次に8番の渡し人、受け人及び土地の表示は記載のとおりです。 申請の事由は自動車解体業駐車場です。同じく7月10日に 現地調査して来ました。農地区分は第2種農地と判断しました。 以前、三春町で解体業を営んでいましたが、近隣が住宅地に なり、人家の少ない現在地に移転し、駐車場を確保したいとの ことです。 法面は緑化され、平坦地で土砂崩れはなく、地形の変更は 行いません。用水の取水はないし、生活用水及び汚水の発生もない。 雨水は、敷地勾配により道路側溝に流下します。 幹線道路沿線の土地であり、集団農地の分断及び日照被害もない。 以上、2件とも農地法第5条第2項各号に該当する事項はなく 許可相当と思われますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	次に、事務局の審査結果についての補足説明を求めます。

事務局	<p>7番と8番の 2件について、調査結果の補足説明をいたします。 まず7番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 5番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 5番 同様です。</p> <p>次に8番の「農地転用許可申請に係る審査表」をご覧ください。 2農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、 農地区分は、第2種農地2-1-(1)-カで 5番 同様です。 許可基準は2-1-(1)-カー(イ)で、 5番 同様です。</p> <p>その他の事項については、記載のとおりです。 以上補足説明といたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>7番と8番の 2件について、 許可と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、7番と8番の 2件について、 許可と決します。 以上で、議案第3号を終わります。</p> <p>次に、議案第4号「郡山市農用地利用集積計画の 決定について」を議題といたします。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく 農用地利用集積計画について、郡山市長から審議を求められたので、 この適否についてお諮りいたします。 1番から4番までの 4件について付議いたします。 事務局の調査報告を求めます。</p>

事務局	<p>1番から4番までの4件の農用地利用計画につきましては、現地調査並びに審査の結果、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、適当と認められますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番から4番までの4件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議長	<p>異議ないものと認め、1番から4番までの4件について、承認と決します。</p> <p>以上で、議案第4号を終わります。</p> <p>続いて、議案第5号「事業計画変更に関する処分決定について」を議題といたします。</p> <p>1番 1件について付議いたします。</p> <p>松川 延安委員の調査報告を求めます。</p>
松川 延安委員	<p>田村1番 1件について調査の結果を報告いたします。</p> <p>貸人、借人及び土地の表示は記載のとおりです。</p> <p>申請の事由は、太陽光発電所設置に伴う重機進入路、現場事務所で期間2年です。7月12日に現地調査して担当者から話を聞きました。それによりますと変更前に請け負った元受け会社が工事を途中で止めてしまいました。</p> <p>このため、新しく請け負った業者が事業者の変更及び期間の延長の事業計画変更を提出しました。</p> <p>調査の結果、承認相当と思われませんがご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議長	<p>1番 1件について承認と決することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>

議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第5号を終わります。</p> <p>続いて、議案第6号「非農地に関する判断について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>遠藤 昭夫委員の調査報告を求めます。</p>
遠藤 昭夫 委員	<p>安積1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>6月30日に事務局職員と現地調査しました。既に原野化されており、どこが自分の所有地であるか、わからない状態になっています。</p> <p>周辺農地もほとんど作付けしておらず、入口から原野化していますので、変更相当と感じて参りました。以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>1番 1件について、 非農地と判断することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について、 非農地と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>所有者及び土地の表示は記載のとおりです。目的は地目変更です。</p> <p>事務局職員と6月27日に現地調査をしました。現地は山林と隣接しており、昭和60年頃から耕作しておらず、現在は竹やぶになっています。農地に復元することは困難と判断しました。</p> <p>以上、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について、 ご質問、ご意見等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について、</p>

	非農地と判断することに異議ございませんか。
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について、非農地と決めます。</p> <p>以上で、議案第6号を終わります。</p> <p>続いて、議案第7号「空き家に付随した農地に係る農地法第3条第2項第5号の別段面積の指定について」を議題といたします。</p> <p>まず1番 1件について付議いたします。</p> <p>伊藤 城治委員の調査報告を求めます。</p>
伊藤 城治 委員	<p>三穂田1番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載のとおりです。</p> <p>空き家バンクに登録された農地です。農地は住宅の南側、東側に隣接しています。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第5条各号のすべてを満たしているため、別段面積を適用することは相当と考えます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの報告について</p> <p>ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議長	<p>1番 1件について</p> <p>別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	(全員「異議なし」)
議長	<p>異議ないものと認め、1番 1件について承認と決めます。</p> <p>次に2番 1件について付議いたします。</p> <p>北島 繁和委員の調査報告を求めます。</p>
北島 繁和 委員	<p>湖南2番について、調査の結果を報告いたします。</p> <p>申請人、農地、宅地の表示は記載のとおりです。</p> <p>空き家バンクに登録された宅地と隣接した農地であり、現在は遊休化しています。</p> <p>また空き家の所有者と農地の所有者は同一であります。</p>

	<p>農業用倉庫が建っていますが、農振白地で2a未満の農業用施設なので、農地転用許可不要です。</p> <p>調査の結果、郡山市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱第5条各号のすべてを満たしているため、別段面積を適用することは相当と考えます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの報告について ご意見、ご質問等ございませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議 長	<p>2番 1件について 別段面積の指定を承認することに異議ございませんか。</p>
	<p>(全員「異議なし」)</p>
議 長	<p>異議ないものと認め、2番 1件について承認と決めます。</p> <p>以上で、議案第7号を終わります。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番と2番の 2件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第1号を終わります。</p> <p>続いて、報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」</p> <p>次のとおり、1番から33番までの 33件について、 農地転用届出書の受理をしたので報告する。</p> <p>報告第2号を終わります。</p> <p>続いて、報告第3号「農地法第5条第1項の規定による許可処分取消について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について取消願の提出があり、 適当と認め取消したので報告する。</p> <p>報告第3号を終わります。</p>

	<p>続いて、報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、 通知書の提出があったので報告する。 報告第4号を終わります。</p> <p>続いて、報告第5号「郡山市農用地利用集積計画の失効について」</p> <p>次のとおり、1番 1件について、 通知を受理したので報告する。 報告第5号を終わります。</p> <p>ただいまの 第1号から第5号までの報告について ご質問等ございませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	<p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>その他に入ります。まず、課題発表、事務局。</p>
事務局	喜久田地区の鈴木推進委員から推進委員会議で発表した課題を発表していただきます。
鈴木 敦博 委員	<p>5月の推進委員会議で発表した事例です。</p> <p>場所は早稲原字高林地区の一角ですが、ここは用水路がなくてポンプアップで水田として利用されていた土地ですが、ポンプの故障で作付けができなくなり、放置されてしまって森林のようになってしまった場所です。</p> <p>それで問題点として解決済みですが、問題となったのはこの周囲に水田があり農地として利用されているのでこの一角だけを非農地化判断するのにいかななものかと判断に悩んでいた所です。</p> <p>今回、まとまった土地が森林になってしまったので非農地化判定も致し方ないということで非農地化されました。</p> <p>喜久田地区には、耕作放棄地があちこちにありまして、備考のところにありますが、喜久田保育所のところを藤田川に向かって喜久田中学校の東側ですが、これが下上ノ台で県道に接しており、非常に狭く、土手が大きくて農機具が出入りするのにも</p>

	<p>かなり不便な場所になっています。</p> <p>所有者は高齢の女性で作付けできないのでそのまま放置されてしまっている場所です。</p> <p>これに関しては非農地ということにはいかないので誰か作付けしてくれる方を探していますが、なかなか見つかりません。</p> <p>私の報告は以上です。</p>
議長	<p>次は、台帳点検について、事務局。</p>
事務局	<p>今年度も農地基本台帳の点検を行う予定です。</p> <p>昨年度、実施した中央、安積、富久山、田村、中田を除く、三穂田、逢瀬、片平、喜久田、日和田、湖南、熱海、西田の8地区で実施します。</p> <p>8月下旬頃、事務局から直接、各農家あて調査票を郵送し、修正等を農家にしていただき、返信用封筒で事務局あて返送していただくことにしています。</p> <p>内容については、皆さんの意向等を確認する予定です。</p> <p>結果については農地台帳と農地ナビに反映します。</p> <p>担当地区の農家の方から問い合わせがあった場合は、内容に変更があれば修正を加え、今後の意向などを記入し、返信していただくようご説明いただければと思います。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>続いて、事務局から。</p>
事務局	<p>7月6日から8日の視察研修に参加された委員の皆様におかれましては、大変お疲れ様でした。</p> <p>本日、お持ちでしたら報告書、アンケートの提出をお願い致します。お持ちでない方は、今月中にお願いいたします。</p> <p>また、農業委員会だよりの記事・写真のご担当の方につきましても後ほど提出のご協力をお願いいたします。</p> <p>本日の幹事会で決算がほぼ固まりまして、参加負担金について返還金が生じたので、返金させていただいております。</p> <p>続きまして、活動記録簿の提出についてです。今年度から様式が変わり、月の目標を12回程度でお願いしているところですが目標に達しないこともあるかと思えます。</p> <p>農業会議に問い合わせしたところ、農家の方と農地の話をした、</p>

日々農作業をする際に、他の方の畑を見た、イコール確認したと
取り扱いで、農地見回りの内容と日時と地区名などを記載して
いただければ大丈夫とのことでしたので、毎月12回以上にな
るようお願いいたします。

併せまして、点検評価も毎月、提出ください。活動記録簿の
記入枚数を毎月12件以上、点検評価の様式にも同じく12以上の
件数を記載くださるようお願いいたします。

お忙しいところ、申し訳ありませんが
どうぞよろしくようお願いいたします。

議 長

引き続き、事務局から。

事務局

農地利用状況調査の個別調査の実施方法について、
説明します。

まず、昨年度の調査から大きく変わった点は、合同調査と
個別調査の2本立てで調査することです。

合同調査は昨年度、実施したものです。指定した日時
に行政センターなどに集まって事務局の用意した車に乗って、
みんなで一緒に回って調査するというのが合同調査です。

日程については、資料のとおりで、指定した日時にお集まり
いただき、調査したいと思いますのでよろしくお願い致します。

次に個別調査ですが、皆さんに場所を決めていただき
7月20日から9月30日までの期間内の都合の良い時に
現地に行って、タブレット端末で現地の写真を撮影、
Googlechatにて事務局に写真を送信、Googlechatにて
調査個所が分かる情報や判定等を送信後、事務局で写真や調査個所、
判定等を確認します。内容に疑義があれば事務局から連絡します。

個別調査の対象個所は、事務局で過去に整理しました遊休農地、
再生困難農地のリストがありますので、その中から選んで
いただきます。行政センターに送った資料を見て、
航空写真もついていますので、非農地になりそうな場所を選んで
現地を見ていただきたいと思います。

写真の送り方につきましては、以前にマニュアルをお配りして
いますので、見て操作していただければと思います。不明な点は
事務局に問い合わせください。

新任の委員さんは、初めてだと思います。判断基準は資料に

	<p>ありますが、遊休農地は3つに分けて判断します。</p> <p>遊休農地は、現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地です。令和3年度から緑区分と黄色区分に分けることになりました。</p> <p>緑区分は草刈り等によって、直ちに耕作が可能になる農地、黄色区分は基盤整備実施により再生可能となる農地となっていますが、実例の写真と判断基準が載っています。</p> <p>簡単に言いますと、遊休農地のAとB、Aが軽い方でBが重い方ですが、違いは草刈りとか農業用機械で耕作できる状態に戻せるというのが、1号遊休農地のAになります。重機などを使わないといけないのが、1号のBになります。</p> <p>再生困難というのが、重機を使っても難しい、あるいは仮に戻したとしても引き続き農地として使い続けるのが難しいと判断されるものが再生困難農地となり、非農地判断をする方向になります。合同調査の際に確認しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>このように個別に調査していただきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。以上です。</p>
議 長	皆さんから質問等、ございませんか。藤田委員。
藤田 稔 委員	<p>遊休農地の区分ですが、緑区分と黄色区分に変わる。</p> <p>従前はA分類、B分類あったのが、統合後はA分類、B分類がなくなって、緑区分、黄色区分に変わったのかなと思ったのですが、またA分類、B分類があったのでこれは現在もあるのかどうか。</p>
事務局	<p>委員がおしゃったとおりで、A分類、B分類はこれまでの荒廃農地調査の区分で、現在はなくなっています。</p> <p>資料にあります1号遊休農地は以前の荒廃農地A分類、再生利用が困難な農地が以前の荒廃農地B分類となります。</p>
議 長	その他、ありませんか。
	(な し)
議 長	<p>長時間の慎重審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、第15回総会を閉会いたします。</p> <p>お疲れ様でした。</p>

郡山市農業委員会

第15回総会（令和4年7月19日開催）の概要

第3条 農地の異動は

9件で、田 25,463㎡ 畑 5,255㎡ でした。

第4条 農地の転用は

2件で、進入路と農家住宅でした。

第5条 農地の転用は

8件で、進入路2件、駐車場2件、墓地1件、保健所犬猫保護施設1件、一時転用2件でした。

この他、農用地利用集積計画の議案がありました。